

令和5年度 第2回

川口市農政審議会
会 議 資 料

川口市経済部

議題 1

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想の改正について _____ 1

議題 2

川口農業ブランド制度第 13 期ブランド品となり得る
農産物及び生産者の情報提供について _____ 1

議題 3

川口農業ブランド制度第 14 期ブランド品となり得る
農産物の生産者へのヒアリングの実施について _____ 2

議題1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について

参照「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

議題2 川口農業ブランド制度第13期ブランド品となり得る農産物及び生産者の情報提供について

川口農業ブランド制度第13期認定における情報提供（推薦）を次のとおり行うものとする。

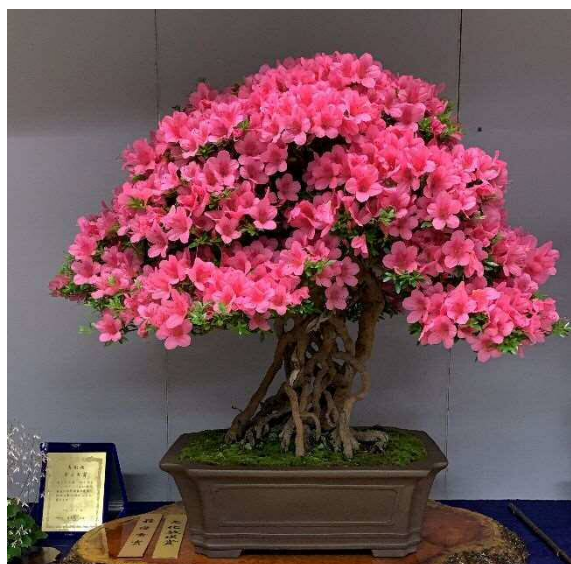
なお、当該情報提供の対象者については、令和5年9月に実施した実地・聞き取り調査（ヒアリング調査）に基づき選出したものである。

※敬称略

	生産者	品目
1	早船 勝巳	皐月盆栽

【参考】ヒアリング結果

- 1 生産者 早船 勝巳（戸塚地域）
品目 皐月盆栽
実施日 令和5年9月26日
内容 早船氏の営農歴は約40年、一般社団法人日本皐月協会に所属し、皐月盆栽のみを生産している。自宅の畑には、苗木を含めると約1,000鉢生産されていた。
早船氏の皐月盆栽の特徴としては、根張りがしっかりしていて幹も太いが、幹に傷が少ない。水やりや消毒に気を遣っているとのこと。
販売については、日本皐月協同組合の販売会に出品し、年間100鉢程を出荷している。買われる方は、海外の方が多い。



議題3 川口農業ブランド制度第14期ブランド品となり得る農産物の生産者へのヒアリングの実施について

川口農業ブランド制度第14期認定における情報提供（推薦）の候補者について、川口市長からの要請に基づき、各委員に推薦を依頼し、推薦された生産者に対して実地・聞き取り調査（ヒアリング調査）を実施するものとする。

推薦依頼予定：令和5年12月

ヒアリング調査実施予定：令和6年1月

農業経営基盤の強化の促進に 関する基本的な構想

川口市

令和5年9月

目次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
第 7	その他	16

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 地域の概要

川口市（以下「市」という。）の農業は、大消費地である首都東京に隣接した立地条件を生かし、江戸時代から「植木の里・安行」の名で知られた植木を中心とする花きの特産農業を主体として発展してきた。近年は住宅事情の変化などにより大型庭木の需要が減少し、ポット苗木やコンテナ植木の大量生産・大量販売を展開するなど生産から流通まで幅広い活動が目立ってきている。

今後は、このような収益性の高いものを導入し、「安行ブランド」の高い知名度を利用しつつ、生産流通の拠点としての発展をめざす。

2 農業の動向と課題

市の農業構造については、都市化の進展が激しいため、農用地のかい廃、経営の副業化が進むと同時に、地価が高く農用地の資産的保有傾向が強まり、経営規模拡大指向農家への農用地の権利移動を阻害している。このため、整備された交通網を利用し、市外県外へ進出している農業者もでてきている。このような都市化が進展するなかで、都市農業の多面的な機能を生かしつつ、都市近郊農業としての有利性を生かした農業経営ができるかが本市農業の課題となっている。

3 経営目標

市はこのような農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年程度）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり440万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとする。

4 農業経営基盤強化方策

市は、将来農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業関係団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する措置を総合的に実施する。

まず、市は、埼玉県さいたま農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）、さいたま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、川口市農業委員会（以下「農業委員会」という。）等が相互の連携の下で十分な指導を行うため、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、市が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の拡大を図ろうとする農業者は、市内の土地については、農用地の権利移動が見込めないことから市外へ進出しつつあるが、地域計画の作成・更新を通じた地域の話し合いや

農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて賃貸借等の設定等を進め、農用地の集積や集約を図る。

また、集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新たな農業施設の設置、新規作目の導入、都市部の立地を生かした農園経営（市民農園、体験農園、観光農園）を推進する。

さらに、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な副業的農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等と地域住民等との間で都市地域農業の重要性という共通認識を持たせることで、地域資源の維持管理、地域農業のコミュニティの醸成を図り、地域全体の発展に結び付けることとする。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者を中心に実施するよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の活用を図るものとする。

5 推進方法

市は、川口市農業経営改善支援センター（以下「市支援センター」という。）の協力を得ながら、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者等を対象に、経営診断の実施、スマート農業等の先進的技術の導入等を含む経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の指導及び研修会の開催を行う。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

市の新規就農者は殆どなく、従来からの基幹作物である植木を中心とする花きの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、担い手を計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、市においては年間2人から3人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得220万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農林振興センターや埼玉県指導農業士、農業協同組合等が指導を行うことで、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

加えて、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携し、様々な取組を行うことができる仕組みづくりを進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 植木苗木経営(コンテナ植木)	〈基幹作物〉 コンテナ植木 200a オリーブ、ヤマボウシ、 ブルーベリー等 〈経営規模〉 ミスト温室 400㎡ パイプハウス 1800㎡ 畑 180a	〈資本装備〉 ミスト温室 400㎡ パイプハウス 300㎡×6棟 ポットティングマシン 1台 荷造り作業場 150㎡ 冷蔵庫 トラック4t 灌水施設一式 パソコン、FAX	・挿し木から苗木までの計画的ー貫生産体系により、コスト低減と生産安定を図る。 ・コンテナ栽培により商品化率の向上と周年出荷が図られる。 ・機械化により省力的作業体系が確立される。 ・パソコンを利用して商品管理や経営管理を行い、経営の合理化が図られる。	・休日制の導入 ・雇用労働力を常時活用する。

		<p>〈経営条件〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ミスト室、パイプハウスを整備し、挿し木から苗木までの一貫生産を行う。 2 コンテナ植木生産による周年出荷体制 		
2 植木苗木経営（露地物）	<p>〈基幹作物〉</p> <p>植木苗木 200 a ハナミズキ、ヤマボウシ、シャラ、ハナミズキ、サルスベリ等</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>パイプハウス 300 m² 畑 200 a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>パイプハウス 300 m² 荷造り作業場 100 m² 冷蔵庫 トラック 4 t パソコン、FAX</p> <p>〈経営条件〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 挿し木増殖する樹種は、苗木までの一貫生産を行う。 2 畜産農家、主穀作農家との連携により土づくりが図られ、良品生産と製品化率が向上する。 3 接木増殖する樹種は、業者委託し、分業生産を行い生産の合理化をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・挿し木から苗木までの計画的な一貫生産体系により、コスト低減と生産安定を図る。 ・パソコンを利用して商品管理や経営管理を行い、経営の合理化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用する。
3 枝物経営	<p>〈基幹作物〉</p> <p>枝物 400 a ハナモモ、ベニスモモ、ヒイラギナンテン、ヒペリカム等</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>ガラス室 150 m² 畑 400 a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>ガラス室 150 m² 荷造り作業場 100 m² 冷蔵庫 トラック 2 t トラクター パソコン、FAX</p> <p>〈経営条件〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 畜産農家、主穀作農家との連携により土づくりが図られ、良品生産と製品化率が向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンを利用して商品管理や経営管理を行い、経営の合理化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働のピーク時は雇用労働者を積極的に活用する。

		2 県内外の山間地域との委託業務をすすめる、促進出荷に有利な生産体制を図る。		
4 ぼうふう、植木苗木経営（露地物）	<p>〈基幹作物〉</p> <p>ぼうふう 40 a 植木苗木 100 a サルスベリ、モミジ、ハナミズキ等</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>パイプハウス 600 m² 畑 140 a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>パイプハウス 600 m² 荷造り作業場 100 m² 冷蔵庫 トラック4 t パソコン、FAX</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>1 ぼうふうは、根株養成から軟化栽培までの一貫生産を行う。</p> <p>2 植木は、挿し木から苗木までの一貫生産を行う。</p> <p>3 主穀作農家などとの連携により土づくりが図られ、良品生産と製品化率が向上する。</p>	<p>・ぼうふうは、共同出荷を行い、出荷コストの低減を図る。</p> <p>・パソコンを利用して商品管理や経営管理を行い、経営の合理化が図られる。</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用する。</p> <p>・借地による農用地の確保等も検討する。</p>
5 鉢物経営	<p>〈基幹作物〉</p> <p>鉢花 4000 m² シクラメン、ニューギニアインパチエンス、ハイビスカス等</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>鉄骨ハウス 4000 m²</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>鉄骨ハウス 4000 m² ポットニングマシン 1台 荷造り作業場 150 m² 土づくり用施設一式 トラック4 t パソコン、FAX</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>1 施設は複合環境制御</p> <p>2 施設鉢物は底面給水栽培</p> <p>3 シクラメンは80%を庭先販売</p>	<p>・自動温室環境制御や底面給水装置等の利用により、省力化、省エネルギー化が進み、高品質で斉一性のある鉢物が確保される。</p> <p>・移動ベンチ等の導入により、施設の作業性及び平面利用率が向上し、生産コストの低減が図られる。</p> <p>・販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、eメール、ホームページ、ファックスが利用され、経営の合理化が図られる。</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・雇用労働力を常時活用する。</p>

<p>6 切花経営</p>	<p>〈基幹作物〉 切花 6000㎡ ユリ類、フリージア、ひまわり等</p> <p>〈経営規模〉 アクリル温室 1000㎡ パイプハウス 2000㎡</p>	<p>〈資本装備〉 アクリル温室 1000㎡ パイプハウス 2000㎡ 荷造り作業場 150㎡ 土づくり用施設一式 冷蔵庫 トラック2t パソコン、FAX</p> <p>〈経営条件〉 1 温室は複合環境制御 2 切花の周年生産 3 球根等種苗の安定確保 4 オリエンタルリリーは年2作、スカシユリは年3作</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動温室環境制御や多目的灌水装置等の利用により、省力化、省エネルギー化が進み、高品質で斉一性のある切花が確保される。 ・稲わらや麦わら等は堆肥源、敷きわら源として、地力の維持向上に活用し、高品質安定生産が行われる。 ・販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、eメール、ファックスが利用され、経営の合理化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用する。
<p>7 こまつな、えだまめ複合経営</p>	<p>〈基幹作物〉 こまつな 200a えだまめ 100a</p> <p>〈経営規模〉 パイプハウス 1000㎡ 畑 140a</p>	<p>〈資本装備〉 パイプハウス 1000㎡ 荷造り作業場 100㎡ 冷蔵庫 トラクター トラック2t パソコン、FAX</p> <p>〈経営条件〉 1 地力増進のため、輪作体系の中にイネ科作物の導入。 2 畑地かんがい施設の活用。 3 主穀作農家などとの連携により土づくりが図られ、良品生産と製品化率が向上する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周年栽培により、土地の高度利用が図られる。 ・優良品種の活用により、品質の高い野菜生産が図られる。 ・べたがけ、雨よけ資材などにより、軟弱野菜の品質向上と作柄の安定が図られる。 ・イネ科作物との輪作により、地力の維持増強と連作障害が回避される。 ・畑地かんがい施設の活用により、作付の計画化、収量の安定、品質の向上が図られる。 ・雇用労働力による調整、荷づくり作業等の分業化が図られる。 ・市況予測、経営管理などにパソコンが活用され、経営の高度化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用する。

<p>8 直売多品目経営</p>	<p>〈基幹作物〉 えだまめ 15a とまと（半促成） 8a きゅうり（半促成・抑制） 5a ほうれんそう 20a こまつな 30a なす 5a ねぎ 5a</p> <p>〈経営規模〉 鉄骨ビニールハウス 1000㎡ パイプハウス 900㎡ 畑 30a</p>	<p>〈資本装備〉 鉄骨ビニールハウス 1000㎡ 1棟 パイプハウス 300㎡ 1棟 トラクター 軽トラック パソコン、FAX</p> <p>〈経営条件〉 1 多品目を効率的に組み合わせ、周年生産、販売体制を確立 2 庭先、農産物直売所、量販店地場野菜コーナー等により地場販売</p>	<p>・周年栽培により、土地の高度利用が図られる。 ・畑地かんがい施設の活用により、作付の計画化、収量の安定、品質の向上が図られる。 ・雇用労力による調整、荷づくり作業等の分業化が図られる。 ・市況予測、経営管理などにパソコンが活用され、経営の高度化が図られる。</p>	<p>・休日制の導入 ・安定した雇用労働力を活用する。</p>
----------------------	--	---	---	-------------------------------------

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示した、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき指標は、第2の各経営類型の5割程度とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

伝統ある植木をはじめとした花きに加え、様々な種類の野菜・果樹等を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営者を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター（以下「県支援センター」という。）、農林振興センター、埼玉県花と緑の振興センター、埼玉県指導農業士、農業協同組合、市支援センター等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地・農業用機械の取得、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制に取り組む。加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等のあっせんを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面などの様々な要望に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や埼玉県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、農林振興センター、農業協同組合、農業委員会、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地の紹介や就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 市は、就農等希望者の受入について、農業協同組合等の関係機関と連携した体制を構築するとともに、就農地の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

(2) 農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業協同組合及び市支援センターと連携して、研修内容、就農後の農業経営・収入等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県支援センター及び農林振興センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農

業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、農林振興センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、農林振興センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
56%	埼玉県内全域のシェアの目標 56%

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農地利用面積のシェアの目標である。
2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市は、植木を中心とする花きを主体とする土地利用型農業が盛んであるが、農業従事者の高齢化や担い手不足により、経営農地は分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られていない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

今後さらに農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでいくことが予測されるが、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進していく。

特に、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理事業を軸としながら、農林振興センター、農業委員会、市等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図るよう努める。

なお、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族

経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

(3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農用地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、関係各課等が連携して施策・事業等を推進していく。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性等を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

(5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催時期については、農業者、農林振興センター、農業協同組合、農

業委員会、市、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、市広報誌等の掲載に加え、他の農業関係者の集まりを積極的に活用し、広く周知する。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(I) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、市街化調整区域内のまとまりのある農用地を設定する。

(4) その他 法 第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、農林振興センター、農業協同組合、農業委員会等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係

の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(I) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(I) (4)のアの(I)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

(I) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内的の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）

である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導及び助言

ア 市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

イ 市は、(5)のイに規定する団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農地中間管理機構及び農業協同組合の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営者を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市は、農林振興センター、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営者の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営者の育成及びこれらへの農用地利用集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、土地改良区、農地中間管理機構及び農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。